

付録2 平成21年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成21年4月1日から22年3月31日までの間に係属した事件86件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成 19 年(調) 第 1 号事件	申請人及び近隣住民は、軌道及び通過する列車からの鉄粉飛散による大気汚染等により、駐車場に駐車している車に鉄粉が飛散し変色する被害及び健康被害を受けている。よって、被申請人は、軌道通行列車による鉄粉の飛散防止対策を講ずること。なお、本件については、平成 20 年 12 月 24 日に、公害等調整委員会に原因裁定を求める申請を行っている。	19. 4. 19	21. 10. 5	調停申請 取下げ	調停委員会は、1 回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
2	北海道 平成 22 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人が営む水産物加工工場から発生する悪臭と騒音により、体調を崩すなど日常生活に支障を来している。よって、被申請人は、被申請人水産物加工工場から発生する悪臭及び騒音を防止するための適切な措置を採ること。	22. 1. 6			
3	青森県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人の営むアスファルト合材の製造販売事業所から発生するアスファルト合材の粉じんにより、申請人が販売している新・中古車両に同粉じんが付着する被害を受けている。よって、被申請人は、申請人に対し、①本件車両被害が被申請人が排出するアスファルト合材の粉じんによるとの責任を認めた上で謝罪をすること、②損害賠償として金員を支払うこと、③精神的慰謝料として、金員を支払うこと。	20. 7. 16	21. 6. 1	調停成立	調停委員会は、4 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、本件の損害賠償金として、金員を平成 21 年 6 月 10 日までに、申請人が指定する口座に振り込んで支払う、②申請人は、その余の請求を放棄する等内容を調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
4	青森県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人らは、被申請人が所有する牛舎内の牛の糞尿から生じる悪臭により、感覚的・心理的被害を受けている。さらに、大量の小バエ等の飛来により極度のストレスにさらされ、心身の健康を損ない、通常の生活を送ることができないほどの甚大な被害を受けている。よって、被申請人は、①無臭強力消臭剤等を使用し悪臭を発生させないこと、②牛舎内外の糞尿の処理を適切に行い、ハエ等害虫の発生を防止すること、③申請人らとの約束に従い、牛舎を速やかに敷地内の奥に移転すること。	21. 1. 19	21. 12. 25	調停成立	調停委員会は、現地調査、6 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、原則として旧牛舎において牛の飼育を行わないものとする。ただし、新牛舎の使用が不能になる等、やむを得ない事情により一時的に旧牛舎に牛を置かざるを得ない状況に至った場合には、被申請人は申請人らに対して当該状況を十分に説明するとともに、できる限り速やかに旧牛舎から牛を移動させるよう努めるものとする。②被申請人は、牛の飼育により生じた牛糞については、原則としてその日のうちに農場外に搬出し、農場内に留め置くことのないよう努めるものとする。③上記①及び②のほか、被申請人は、牛の飼育に伴う悪臭及び害虫の発生防止に常に留意するとともに、今後とも効果的な薬剤等を使用するなど、各種対策を十分に講ずるよう努めるものとする。④申請人らは、本件事件に関連して設置している立看板を平成

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						21年12月28日までに撤去するものとする。⑤申請人らと被申請人は、本件事件が誠意をもって円満に解決したことにかんがみ、今後は良好な近隣関係の形成に努めるとともに、将来起こり得る問題については、相互に誠意をもって協議し、協力して解決を図るものとする。⑥申請人らは、その余の請求を放棄する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
5	山形県 平成19年(調) 第1号事件	被申請人堆肥製造及び養豚事業場からの悪臭により申請人は長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に講ずること、②①の対策をとらない場合には、1年間の猶予期間後、事業所を移転すること。	19.11.30			
6	山形県 平成19年(調) 第1号-2事件 (平成19年(調)第1号事件から分離)	山形県平成19年(調)第1号事件と同じ。	21.7.24 (分離年月日)	21.7.24	調停成立	調停委員会は、現地調査、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人は、①申請人及び山形県の立会いの下にA市との間で締結した悪臭公害防止協定(以下「協定」という。)を誠実に遵守するものとする、②協定に基づく臭気指数基準を超えるときは、協定に従うとともに、被申請人の事業場から発生する悪臭物質の低減を図るため、速やかに必要な改善措置等を講ずるものとする、③申請人から悪臭苦情があったときは、関係法令、本調停条項及び協定に基づき誠実に対応するものとする、を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。なお、本件は、山形県平成19年(調)第1号事件の手続の途中において、被申請人2社のうち、本件被申請人に対する請求に係る手続を分離した。
7	山形県 平成21年(調) 第1号事件	被申請人が営む養豚施設について、申請人ら居住地の町長と被申請人が平成13年に締結した確約書、環境保全協定書、監視委員会設置要項を被申請人は遵守せず、話し合いは決裂状態となっている。よって、被申請人は、①糞尿混合処理方式を当初計画していた糞尿分離処理方式に変えること、②内部立ち入り調査	21.10.19			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		を認めること、③平成13年に被申請人が町長と締結した確約書、環境保全協定書、監視委員会設置要項を遵守すること。それができなければ、1年以内に現在地から施設を撤去すること。				
8	福島県 平成21年(調) 第1号事件	申請人らは、養豚場操業に向け被申請人らと公害防止に関する協議を希望しているが、被申請人らは悪臭発生のおそれなどから養豚場建設反対の住民会議を組織するなどして、これに応じない。よって、①被申請人C、D及びEは、申請人株式会社A社が申請人株式会社B社所有の本件建物を賃借してなす養豚場の経営を妨害しないこと、②本件土地を所有する被申請人Fは、土地賃貸借契約に従い、申請人株式会社B社に本件土地を賃貸すること。	21. 2. 19			
9	栃木県 平成21年(調) 第1号事件	被申請人は金属加工業を営んでいるが、被申請人工場から金属研磨時に発生する金属の擦れあう不快な騒音により、申請人は肉体的にも精神的にも被害を受けている。よって、被申請人は、被申請人工場から発生する騒音の抑制措置を早急に採ること。	21. 10. 14			
10	群馬県 平成21年(調) 第1号事件	申請人らは、被申請人が所有する自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器から発生する運転音(主に低周波音)により睡眠妨害や吐き気、めまい、頭痛等通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。また、それらを軽減させるための医療措置を採らざるを得ず、時間の浪費や金銭的出費、精神的負担を受けている。よって、被申請人は、自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器から発生する運転音(主に低周波音)について、申請人らの迷惑にならないよう移設すること。	21. 9. 1	21. 10. 16	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
11	埼玉県 平成20年(調) 第1号事件	申請人が購入した土地について、被申請人会社Aは当該土壌汚染の原因者である。また、被申請人会社Bは、土壌汚染が存した事実等を知りながら、これを秘匿して本件土地を売却した。よって、被申請人らは連帯して、申請人らに対して土壌汚染の調査、除去に要した経費を支払うこと。	20. 1. 21	21. 11. 30	調停成立	調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人らは、申請人らに対し、本件解決金として、金員の支払義務のあることを認め、これを平成21年12月末日限り、申請人らの口座に振り込む方法により、一括して申請人らに支払うこと等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終了した。
12	埼玉県 平成21年(調) 第1号事件	申請人らは、被申請人事業所が行う電気工事から発生する騒音により、精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①騒音について、規制基準内にとどまるよう防音壁を再度設置し直すこと、②現条例基準内の作業を月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までとすること、③野外での金属部品の加工や仕分けを行ってはならない、④ディーゼルトラック搭載型クレーンの使用を中止しなければならない、⑤①～④までの措置を採らない場合は、調停が終了した期日から6か月を経過する日	21. 11. 30			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		までの間に被申請人事業所を移転しなければならない。				
13	埼玉県 平成 22 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人のエアコン室外機から発生する騒音による苦痛を 3 年以上にわたって受け続けており、蓄積された精神的苦痛により通常の生活を送ることができなくなるほどの影響を受けている。よって、被申請人は、エアコン室外機から生じる騒音が申請人との敷地境界線で聞こえないよう、エアコン室外機について、①設置場所を変更すること、②防音壁で囲み、音を遮断すること、③音の小さな機器に取り替えること。	22. 1. 28	22. 3. 23	調停成立	調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人は、①被申請人居宅敷地北側角に設置した同居宅の用に供する冷暖房室外機を音源とする騒音の発生を防止するため、当該室外機に接続する冷暖房機具を今後一切使用しないものとする、②①の措置を被申請人宅を使用するすべての者に徹底し、騒音を発生させない措置を誠実に履行するものとする、③当該室外機及びこれに接続する冷暖房器具を、被申請人居宅において使用する他の冷暖房機を廃止する際、廃止する器具等の交換用として代置して用いるため、当面、現況の位置に留め置くこととし、申請人はこれを了承するものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
14	埼玉県 平成 22 年(調) 第 2 号事件	金属加工業を営む被申請人工場の集じん機から発生する騒音、粉じん、悪臭等により、申請人は、申請人が営む畑での耕作に支障を来すほどの精神的苦痛を受けている。よって、被申請人らは、①被申請人工場における騒音について、規制基準内にとどまるよう機械装置を入れ替える等の対策を講じること、②被申請人工場における粉じん飛散及び悪臭について、防止ないしは軽減するための措置を採ること、③申請人に対し、連帯して、平成 19 年 1 月 1 日から①及び②の措置を採るまで慰謝料を支払うこと、④①～③の措置を採らない場合は、6 か月の猶予期間後、被申請人工場を移転しなければならない。	22. 2. 1			
15	千葉県 平成 19 年(調) 第 1 号事件	被申請人が建設を進める外環道路計画路線は全体の 4 分の 3 に当たる 9. 1 km が既成の市街地であり、この道路の建設・供用による騒音、振動、大気汚染等で沿道住民の健康が脅かされる影響に加え、地域住民に親しまれてきた自然環境や景観が一挙に破壊される。周辺には幼稚園、小、中、高校の教育施設も多数存在するため、子供たちに対する健康被害、登下校時における安全面への影響が特に懸念される。既に道路建設が始められているが、その工事による騒音・振動、土砂や資材などを運搬する工事用車両の通行による騒音・振動など影響は極めて大きく、周辺住民からは生活被害を訴える声が出ている。工事に伴いこれまでの生活用道路が閉鎖になった	19. 2. 6			

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
		り、切り回して何度も変更されたりすることで地域が分断され、住民生活に深刻な影響を及ぼしている。よって、①被申請人のうち外環道路の事業者である国とA株式会社は平成8年の環境影響評価において千葉県環境影響評価審査会の答申を受け、環境影響評価準備書に対し出された知事意見の各項目に沿い、外環道路の環境影響予測評価の見直しを行うこと、②被申請人らは環境影響予測評価見直しの条件、手法、結果の詳細を冊子、CD-ROM等の形で公表し、関係住民に説明するとともに意見書提出、公聴会等の形で関係住民に意見反映の機会を設けること、③被申請人のうち千葉県は環境影響予測評価の見直しの結果とそれに対する住民意見を千葉県環境影響評価委員会（以下「委員会」という。）の審査に付し、委員会としての意見を求めること、④千葉県は事業者である国とA株式会社に委員会の意見を尊重し遵守させること、そのために現在、県職員のみで構成され非公開で運営されている「東京外かく環状道路連絡協議会・環境保全専門部会」に委員会の委員等の専門家を加え、体制強化を図るとともに審議を公開すること、⑤被申請人らは上記①～④を2008年に行う外環道路の事業再評価までに実施し、その結果に基づき道路計画そのものの見直しを行うこと、環境保全が図られないことが明らかになった場合は事業そのものを中止すること、⑥上記のような過程を経て、道路計画について関係住民が納得できる結論が出るまで工事をストップさせること。				
16	千葉県 平成19年(調) 第3号事件 (平成19年 (調)第1号 事件への参加 申立て)	千葉県平成19年(調)第1号事件と同じ。	19. 9. 3			
17	千葉県 平成19年(調) 第4号事件	被申請人の作業所は、申請人宅と隣接し、塀もなく、そこからの90ホン以上の作業音が1Km先まで聞こえ、会話やテレビ、ラジオの音が聞き取れない、考え事ができない。健康面では、難聴、不眠、うつなどの症状が出ており、安全で健やかな生活や行動が阻害されている。よって、被申請人は、①午後7時以降、午前7時まで、作業施設を稼働させないこと。②日曜日及び祭日には操業しないこと。③物を乱暴に投げつけたり、たたいたり、攻撃的に操業することにより生じている90ホン以上の騒音を立ててはならない。④慰謝料を払わなければならない。⑤ありもしない暴言、悪口を人に吹聴してはならない。⑥厚さ20mm、高さ5m、長さ6mの塀を建てなければならない。	19.10.19			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
18	千葉県 平成 20 年(調) 第 2 号事件 (平成 19 年 (調)第 1 号事 件への参加申 立て)	千葉県平成 19 年(調)第 1 号事件と同じ。	20. 6. 30			
19	千葉県 平成 20 年(調) 第 4 号事件	申請人らは、被申請人が経営するスーパーマーケットのエアコン室外機から生じる騒音により、生活面、健康面で支障を来している。よって、被申請人は、エアコン室外機を現在の場所より 30m 遠ざけること。	20.10.30	22. 3. 2	調停成立	調停委員会は、現地調査、5 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人は、申請人らに対し、スーパーマーケットのエアコン室外機から発生する騒音の低減のため、以下のとおり対策を講じる。(1)店内売場のエアコン室外機については、①設定温度は、冷房時 26℃、暖房時 20℃とし、店内 3 箇所(サービスカウンター付近、売場壁面、売場中央)に温度計を設置し、室温を管理することで、稼働時間の減少を図る。また、「強」と「弱」を使い分けるとともに、適宜「送風」に切り替えることで、室外機の負担軽減を図る。②稼働時間は、原則として営業時間内とし、開店時には一斉に稼働させず、時間をずらして稼働させる。③申請人宅に一番近い場所に設置されている室外機は、原則として稼働させない。ただし、外気温が 35℃以上かつ店内温度が 30℃以上となった場合、並びに外気温が 5℃以下かつ店内温度も 5℃以下になった場合は除く。(2)寿司作業室のエアコン室外機、ベーカリー作業室のエアコン室外機及び惣菜作業室のエアコン室外機については、22 時以降は稼働させない。また、19 時を作業終了の目標時間とし、稼働させないように努める。(3)精肉作業室のエアコン室外機については、作業時のみ稼働させることとし、また、19 時から翌日 6 時までの時間は稼働させないように努める。(4)防振ゴム、グラスファイバーのメンテナンスについては、当該スーパーマーケットの店長が、目視検査を年 2 回(5 月及び 11 月)実施、

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						経年劣化や破損等を発見した場合には、工事業者に依頼し、メンテナンス等を行う等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
20	千葉県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人らは、被申請人が管理している集合住宅に設置されたガス給湯器 6 台からの排気ガスにより、目のかすみ、咽の痛み等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、給湯器を申請人ら宅反対の道路側に移設すること。	21. 5. 8	21.12. 1	調停申請 取下げ	調停委員会は、現地調査、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
21	千葉県 平成 21 年(調) 第 2 号事件	申請人は、被申請人の配送センターに設置された冷凍機や商品の積込み作業等から生ずる騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①特定施設で発生する規制基準値を超えた騒音を早急に改善すること、②届出せずに設置した特定施設で操業を開始以来、規制基準値を超えた騒音を 16 年間出し続けているため、損害賠償金を支払うこと。	21. 8.19	21.11.26	調停申請 取下げ	調停委員会は、1 回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
22	千葉県 平成 22 年(調) 第 1 号事件	被申請人は、申請人宅の隣接地で、フォークリフトやチェーンソーの稼働、鉄棒、木板等を叩くなどの作業をしている。これらの作業により発生する騒音や振動のため、申請人家屋の壁と柱との間に隙間が生じているほか、申請人は騒音による不快感により、精神的疾患等の健康被害を受けている。被申請人の作業は日曜日、祝日に及ぶことも多く、受忍限度を超えている。よって、被申請人は、①申請人の家屋の周辺等で資材を叩くなどの作業を行わないこと、②防音壁を設置すること、③申請人に対し、家屋修理費用及び生活妨害によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料を支払うこと。	22. 2.10			
23	千葉県 平成 22 年(調) 第 2 号事件	被申請人が申請人ら宅の近隣で営む新聞販売店から、ほぼ 24 時間にわたり、新聞、チラシを納品するトラック、配達バイク、軽自動車等が入り出る音や屋外での作業等による絶え間ない騒音により、申請人らが受ける不快感等は甚だしく、不眠症になるなど、生活妨害を受けている。よって、被申請人は、①午前 0 時以降、午前 6 時までの間、営業にかかわる作業等を休止すること、②申請人らに相当額の損害賠償を行うこと、③平成 22 年 5 月の次回、不動産賃貸契約の更新を行わないこと。	22. 3.16			
24	東京都 平成 19 年(調) 第 4 号事件	被申請人工場敷地内観測井戸の地下水から環境基準を超える六価クロムが、同敷地内土壌から鉛が検出された。また、同工場周辺の公園内及び道路の雨水ます内湧水からも六価クロムが検出されている。よって、被申請人は、①遮水壁設置の有効性及び周辺への影響について事前評価を行い公表すること。また、それまでの間工事を中止すること。②申請人を含む地域住民への説明会を開催し、意見を聞くこと。③周辺環境の汚染、周辺住民へ十分な説明なく工事を着工したこと、申請	19.11.15	21. 4. 2	調停成立	調停委員会は、現地調査、9 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人が被申請人工場（以下「工場」という。）敷地内に起因する可能性のある六価クロム、鉛等による環境汚染に不安を抱いていることを認識し、今後の不安の発生を防止することに努力する、②被申

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>人に対する資料不提出や虚偽の説明などについて釈明・謝罪すること。④周辺環境汚染の原因究明を被申請人の責任において実施するとともに、公的機関が行う原因究明に協力すること。⑤土壌の高濃度鉛汚染の原因究明、周辺への影響について、被申請人の責任において調査を行うこと。公的機関が調査を行う場合には協力すること。⑥被申請人の工場からの騒音、有害化学物質の排出、悪臭などについて対策と情報開示を行うこと。</p>				<p>請人は、工場における騒音、臭気について法令を遵守し、更にその低減に努める、③被申請人は、申請人に対し、年1回、工場における六価クロム・鉛・騒音・臭気若しくは石綿についての説明会を開催する、④申請人は、③とは別に、被申請人に対して、説明会の開催を申し入れることができる。この場合申請人は、開催希望日の3週間前までに、議題を記載した書面により申入れを行い、被申請人は、申請人と協議の上、説明会を開催する。なお、被申請人は、合理的理由なくこれを拒否しない、⑤被申請人は、工場や石綿を含有する建築物の解体の場合は、事前に申請人に工事時期・工事方法等を通知する。申請人がこれについて説明会の開催を求めた場合、被申請人は、合理的理由なくこれを拒否しない、⑥被申請人は、④及び⑤の説明会における説明は、原則として書面で行う。なお、被申請人が、被申請人の内部文書により説明を行い、特に要請した場合には、申請人はその文書の取扱いを慎重にする、⑦被申請人は、東京都・A区等の公的機関が、工場及びその周辺地域に関する環境調査を被申請人の敷地内及びその周辺で行う場合は、これに協力する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
25	東京都 平成20年(調) 第1号事件	<p>申請人らは、被申請人が経営する動物病院から、騒音による慢性的な睡眠不足やストレス、悪臭による食欲不振、体調不良等の被害を受けており、これらにより不眠症その他の症状を発症している。よって、被申請人は、①防音壁を設置するなどして、動物病院からの騒音を、午前8時から午後7時までは50dB以下に、午後7時から翌朝8時までは45dB以下に低減すること、②防音壁を設置、換気扇の位置を変更、洗浄場所及びごみ捨て場所の変更などをして動物病院からの悪臭が申請人らの居住地内に漂わないように設備を整えること、③動物病院の営業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の営業は行わないこと。また、午後7時から翌朝午前7</p>	20. 2. 25	21. 4. 14	調停成立	<p>調停委員会は、現地調査、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、A所在のビル（以下「本件ビル」という。）において営業する動物病院のスタッフ及びその利用者に対し、以下事項を遵守せしめる。①本件ビルの申請人らの居住地に隣接し、吹き抜けで開口している1、2階部分、階段、通路部分（以下「開口部等」という。）を利用する際には、やむを得ない場合を除き、</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>時までは、業務を行わないこと、④①～③の措置を採らない場合には、平成 20 年 4 月 1 日までに動物病院を移転すること。</p>				<p>できるだけ音の出ない靴を利用するものとする、②開口部等利用時はできるだけ会話を控え、会話をする場合には小音となるよう努める、③開口部等での動物の放置を禁止する。また、動物病院を利用している動物の移動等で開口部等を利用する場合には、できる限り静かに行う、④開口部等におけるゴミ収集作業を禁止する。ゴミの搬出作業をする際は、極力騒音が発生しないようにして注意して行う、⑤動物病院の来客の受付対応は、夜間を含め、本件ビル1階に所在する動物病院の受付（以下「受付」という。）で行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない、⑥宅配業者等による動物病院への物品の搬出入は、来院者の混雑状況、物品の種別等に照らしてやむを得ない場合を除き、受付で行うよう依頼する。また、本件ビル内に、宅配業者等へ「物品の搬出入の際は、壁・エレベーター側面・床等にぶつけないよう注意してください。」等のポスターを掲示する、(2)被申請人は、ポスターを「公道への駐車は御遠慮ください。駐車場所は、スタッフにお尋ねください。」等と記載したポスターに変更した上で、同文書を配布するなどして来院者に注意をするよう、動物病院のスタッフに徹底する、(3)申請人らと被申請人は、悪臭については東京都における悪臭防止法の規定に基づく規制基準値を、騒音については都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく規制基準値を、それぞれ超えないよう、その発生防止に努める、(4)申請人らは、来院者に対して、合理的理由なく直接接触したり、同人等を撮影する行為は行わない、(5)申請人らでない被申請人が、本条項のいずれかに違反した場合には、相手方にその旨連絡し、双方協</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						議の上、解決に努めるものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
26	東京都 平成 20 年(調) 第 2 号事件	被申請人が営む学校から生じる騒音のため、申請人らは動悸、めまい、血圧の変動、胃腸障害併発等の被害を受けている。また、騒音によって賃借人が立ち退くなど、共同住宅の経営にも支障を来し、経済的に不安定な生活に追い込まれている。よって、被申請人は、①授業以外の休み時間にグラウンドを使用しない、②学校事業のある平日は、午後 6 時以降の夜間での静穏権を求め、及び生活環境に即して夜間照明の点灯をしない、③土曜日、日曜日、祝祭日、学校の休校日は同学校の生徒はグラウンドの使用をしない、④同学校の生徒以外の部外者にグラウンドを使用させない、⑤申請人ら宅の全居室を高性能の二重窓にすること。	20. 9. 10	22. 3. 26	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、10 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
27	東京都 平成 20 年(調) 第 3 号事件	申請人らは、申請人ら住所地に隣接する被申請人の飲食店からの悪臭及び騒音により、平穏な生活が侵害され、抑うつ感、不快感、嘔吐感、就眠障害など肉体的精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①脱臭装置及び有効な煙突を設置するなどして、申請人ら住所地に隣接する飲食店からの悪臭を申請人らの住宅に向かって排出させないこと、②午後 10 時以降翌朝まで、同飲食店敷地内においてトラックによる物資の搬出入や廃棄物処理により生ずる騒音を発生させないこと、③上記①の措置を採らない場合、当該飲食店における臭気発生を伴う一切の調理をやめること。	20. 12. 19	21. 6. 16	調停成立	調停委員会は、現地調査、4 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、申請人らに対し、本調停成立後 1 か月以内に次のとおりの工事を行うことを約する。①肉鍋用ダクトを、別紙図(略)のとおり、現在本件店舗屋根上に設置されている別紙写真(略)に示すダクトの先端から更に道路側に 2m 程度延長する。②炊飯用ダクトを、別紙写真(略)に示す排気口に接続した上、別紙図(略)のとおり、本件店舗屋根上に、肉鍋用ダクトと並行して上記①と同じ長さになるように設置する。(2)申請人らと被申請人は、本件紛争については、本調停条項に定める工事の履行をもってすべて円満解決とすることを相互に確認する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
28	東京都 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人は、産業廃棄物処分業を営む被申請人 A 社の作業場から発生する騒音、振動及び粉じんの飛散により、精神的、肉体的被害及び建物に対する被害を受けており、これ以上の許容は不可能である。また、被申請人 B は、被申請人 A 社に賃貸する土地により利益を得ているにもかかわらず、周辺住民が公害被害を受けていることを知るに至っても、それに対して何らの対策をとらず、長年にわたり放置している。土地所有者として周辺地域の平穏な生活を守ることに責任は重大であり、それを怠っていることに対し、これ以上の許容は不可能である。よって、①被申請人（A 社あるいは B の一方又は双方）は、公害発生場所に、周辺住民へ公害による迷惑を与えないよう、相当の高さの防音壁及び防音屋根を設置し、重機の発生する騒音、ダンプカーによる騒音、土砂の積卸しに伴う騒音、土砂の移動により発生する騒音、その他すべての作業に伴う騒音を大きく低減させること。なお、防音壁には開閉扉を設置し、作業の際は、必ず閉めて行うこと、②被申請人 A 社の作業時間を、午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）までとし、それ以外の夕方、夜間、土曜日、日曜日、祝祭日の作業を行わないこと。ダンプカーの入出場はこの時間内とすること、③被申請人 A 社の重機の移動、重機による土砂の移動、ダンプカーへの積載作業の際には、十分な注意を払い、地面への振動を与えないように作業を行うこと（重機の移動による振動も含む）、④堆積された土砂からの飛散を防止するために、土砂の移動後直ちに相当の散水を行うこと。ただし、①の防音壁及び防音屋根の設置により、飛散が防止されると考えられる時は、この作業を除いてもよい、⑤危険防止のために、被申請人 A 社のダンプカーによる周辺道路における路上駐車（路上でのダンプカーの洗浄を含む）は、たとえ運転手が乗車している時でも一切行わないこと。また、交通法規に従った車両を使用し、交通法規に従った運行をすること、⑥被申請人 A 社のダンプカーの走行経路は、危険防止のため、歩道が設置されている道路のみを使用すること、⑦上記①の措置を被申請人 A 社ないしは B（あるいは双方）が実施しない場合及び②～⑥の措置を被申請人 A 社が遵守しない場合、被申請人 A 社は、平成 21 年 7 月 1 日以降に現在地での作業を一切行わないこと。また、被申請人 B は、被申請人 A 社に対し、当該地の使用を全面的に中止させること。	21. 5. 22	22. 1. 19	調停成立	調停委員会は、現地調査、5 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人 A 社は申請人に対し、平成 22 年 5 月 31 日までに現在の資材置場における作業を終了することを約する。ただし、被申請人 A 社が上記期日までに移転先を確保できなかった場合は、同土地の一部に土砂等の運搬車両 5 台を駐車させることについて、申請人は異議を述べないこととする、(2)被申請人 A 社及び被申請人 B は前記駐車につき以下の点を遵守する。①期間は可能な限り短期間とする、②その期間中、被申請人 A 社は、申請人に対する騒音等の影響を最小限にするよう努めるものとする、③被申請人 B は、申請人の住居より最大限離れた場所に駐車場所を設けるものとする、(3)被申請人 A 社は、上記期日までの間、本件土地において作業する時は、申請人に対して作業方法、作業場所及び運搬車両の走行経路等に配慮し、現在の騒音をできるだけ軽減するよう努めるものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
29	東京都 平成 21 年(調) 第 2 号事件	被申請人飲食店にて焼き鳥を焼く煙の排煙設備は十分でなく、ほとんどが隣接する申請人洋品店に流れ込み、店舗内に収納していた洋品類が煙に汚染され、商品としての価値をなくしているほか、申請人が居住している建物にも煙は侵入し、申請人や家族は健康上の不安を抱えている。よって、被申請人は飲食店店舗の排煙設備の改善をすること。	21. 11. 11			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
30	神奈川県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	被申請人らは、採石場の跡地において、他の建設現場から搬出した建設廃土を埋め立てようとしており、当該事業により騒音、交通、粉じん、土砂崩れ、汚染土壌の搬入といった公害が現に発生しつつあり、又は、今後発生する危険が高いにもかかわらず、住民らの要望を無視して作業を強行している。よって、被申請人らは、①事業規模の縮小、②ダンプカーの交通規制及び騒音と振動被害の規制、③建設機械による騒音及び粉じん防止策、④土砂搬入後の沈殿槽の設置、⑤汚染土砂の搬入防止策、⑥土砂崩れ防止策の実施、⑦工事後の責任追及策の確保をすること。	20. 12. 24	21. 12. 22	調停成立	調停委員会は、現地調査、7 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、工事の実施に当たり近隣住民の家屋、心身の健康に危害が及ばないように細心の注意を払うこと、近隣住民の生活環境を保全すること等を内容とする工事協定を締結することを当事者双方が受諾し、本件は終結した。
31	神奈川県 平成 21 年(調) 第 1 号事件 (平成 20 年(調)第 1 号事件への参加申立て)	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。	21. 2. 12	21. 12. 22	調停成立	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。
32	神奈川県 平成 21 年(調) 第 2 号事件 (平成 20 年(調)第 1 号事件への参加申立て)	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。	21. 3. 10	21. 12. 22	調停成立	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。
33	神奈川県 平成 21 年(調) 第 3 号事件 (公調委からの移送事件)	被申請人が建設予定のバイオ研究施設等について、①病原菌や遺伝子組換え実験を行うものであり、大気汚染の被害は関東一円にまで及ぶと予想される。また、動物を飼育し、薬物動態実験等を行うとしており、実験動物焼却の際に発生するダイオキシン類が大気中に放出される危険性が高い、②当該研究施設から出される排水は、動物実験排水など多くのウイルスや遺伝子組換え新生物、微生物を含んだものになることが予想され、危険性は工場排水より高い、③当該研究施設建設予定地は、かつての水田地帯であり、研究や実験で扱うものが危険なため、地盤沈下、隆起の影響が周辺地域に及ばないよう対応策を検討すべき、④かつて被申請人が製薬工場を稼働していたときに井戸水が飲用に適さないほど土壌が汚染された事実があり、研究施設が完成すれば、近隣への土壌汚染がより一層深刻に進むと危惧される。よって、被申請人は、①当該研究施設から病原体、遺伝子組換え生物、有害物質などを大気中に一切放出しないこと、②感染実験動物の焼却によってダイオキシン類が大気中に放出されるおそれがあるため、大規模な動物飼育・実験施設の建設計画を凍結すること、③施設からの換気について、周辺への大気汚染被害を未然に防ぎ、研究施設からの悪臭を外部に撒き散らさないこと。施設内処理の原則を順守すること、④汚水排水については施設内ですべて浄化処理し、外部に一切放流しないこと、⑤被申請人周辺地域の地盤沈下や隆起を起こさせない対策を講ずること、⑥第三者機関や公的機関に	21. 3. 16			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		よる土壌調査を継続的に実施し、安全性を明らかにすること、⑦研究施設完成後、周辺住民に定期的に情報を開示し、研究施設への住民の立ち入り調査権を認めること。なお、調停が成立するまで研究施設等一切の工事を凍結することを求める。				
34	神奈川県 平成 21 年(調) 第 4 号事件 (平成 20 年 (調)第 1 号事 件への参加申 立て)	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。	21. 4. 6	21. 12. 22	調停成立	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。
35	神奈川県 平成 21 年(調) 第 5 号事件 (平成 20 年 (調)第 1 号事 件への参加申 立て)	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。	21. 5. 18	21. 12. 22	調停成立	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。
36	神奈川県 平成 21 年(調) 第 6 号事件	被申請人県が所有し、被申請人Aが使用する野球場からのアナウンス音、試合開始のサイレン音、ブラスバンド音、太鼓音等が申請人宅内や外まで響き、一日中気分が悪く、仕事はほとんどできないなどの精神的苦痛等を受けている。よって、被申請人らは、①県立公園内の野球場等からの応援音が周辺一帯に響かないよう、遮断壁等の設置をすること、②上記の工事が竣工するまで、野球等応援に伴う騒音をB市条例の許容限度である 55 d B まで抑制し(歓声は除く)、野球場での試合回数を他の野球場の試合回数と同程度とすること、③サッカー場、ラグビー場においても、上記①及び②と同様の措置を採ること。	21. 6. 1	22. 2. 2	一部調停 成立 一部調停 打ち切り	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、申請人と被申請人A間においては、野球場で行われる野球において発生する応援音の音量について、今後も一層低減を図るように努めることを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、一方、被申請人県とは、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
37	神奈川県 平成 21 年(調) 第 7 号事件 (平成 20 年 (調)第 1 号事 件への参加申 立て)	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。	21. 8. 31	21. 12. 22	調停成立	神奈川県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。
38	神奈川県 平成 21 年(調) 第 8 号事件	被申請人が行う予定の土砂埋立処分により、申請人らは騒音・振動、粉じん・大気汚染、水質汚濁等の被害を免れないばかりか、貴重かつ希少な生態系を誇る平地性湿地を含む周囲の良好な自然環境を享受する利益が著しく侵害される。よって、被申請人は、申請人が居住する地域に予定している土砂埋立処分場建設事業を中止すること。	21. 11. 13	22. 1. 25	調停打ち 切り	調停委員会は、現地調査、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
39	富山県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	被申請人は、給湯ボイラーの騒音と床暖房ボイラーからの低周波音により胸部の圧迫や吐き気などの被害を受けているとして、申請人に騒音対策及び床暖房ボイラーの配管の移設を求めている。申請人は、これまで、屋外空調設備の更新、移設等の騒音対策を行うとともに、紛争の解決に向けてA市環境保全課を交えて被申請人との協議を行ってきたが、意見が平行線で解決の目途が立たない。よっ	20. 12. 1	21. 7. 6	調停打ち 切り	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		て、①申請人宅の給湯ボイラーの騒音及び床暖房ボイラーからの低周波音について、公害審査会の調停において双方が納得できる指針値を定め、被申請人との紛争を解決すること、②低周波音の影響があれば、申請人において床暖房ボイラーを移設するが、被申請人においても窓の防音対策を講ずること。				
40	富山県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	平成 19 年 9 月から平成 20 年 3 月までに行われた申請人らが居住する団地の外壁改修工事に際し、被申請人が養生を怠るなどの不手際により、粉じんが屋内に侵入し、財産的及び精神的損害を被るとともに、健康被害も生じた。よって、被申請人は、①申請人らに損害賠償金を支払うこと、②申請人らのうち、A に対し、入院に伴う治療費等として金員を支払うこと、また、業務上使用していたパソコンのデータを復旧すること。	21. 7. 27	22. 1. 28	調停成立	調停委員会は、3 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人らに対し、被申請人の作業中に発生した粉じんにより、過去において申請人らに迷惑をかけたことを認め、このことを謝罪する、②被申請人は、各申請人に対し、解決金として金員の支払義務があることを認める、③被申請人は、申請人らに対し、前項の金員を平成 22 年 3 月 10 日限り申請人らが指定する口座に振り込む方法により支払う、④被申請人が前項の支払を怠ったときは、被申請人は、申請人らに対し、②の金員から既払額を控除した残金及びこれに対する平成 22 年 3 月 10 日から支払い済みに至るまで年 5 分の割合による遅延損害金を直ちに支払う、⑤申請人らは、その余の請求を放棄する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
41	富山県 平成 21 年(調) 第 2 号事件	申請人は、被申請人が設置する LP ガス充填所からの騒音（作業中の液送ポンプ、ガスコンプレッサーの振動で発生）に長時間さらされることが大きなストレスとなり、日常的に、作業能率の低下、睡眠妨害、血圧上昇による健康面への懸念等の被害を被っている。よって、被申請人は、LP ガス充填所について、①防音・防振措置を講じて、騒音及び振動を低減すること。低減の目安は、申請人の住居地に騒音・振動が届かない程度とする。②工場の操業時間を午前 9 時から午後 5 時までとし、夜間及び土日、祝日の操業は行わないこと。	21. 12. 2			
42	福井県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	被申請人はパン工場を営んでおり、そこから発生する低周波音又は騒音により、申請人らは睡眠障害や体調不良の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人らの家に入ってくる音が何であるか、また、その音の性質を十分調査し、申請人の睡眠を妨げることのないよう対策を講ずること。	21. 1. 14	21. 9. 28	調停申請 取下げ	調停委員会は、現地調査、3 回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人らは、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
43	長野県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人が被申請人から購入した土地から木片、アスファルト片、廃プラスチック類、金属屑等本来埋立用残土として用いてはならな	21. 8. 3	22. 3. 26	調停打ち り	調停委員会は、現地調査、4 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		いはずの廃棄物が出土し、それが原因となって地盤が軟弱化し、不均等沈下が生じ、また、生じるおそれがある。よって、被申請人は、①土地売買金額に相当する金員又は、廃棄物の除去を含む地盤改良工事費相当の金員を支払うこと、②将来、近隣地域に産業廃棄物が原因で汚染被害を与えた場合の責任が被申請人にあることを確認すること。				する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
44	岐阜県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人らは、養鶏場操業に向け被申請人らの理解を求めているが、被申請人らは悪臭発生のおそれなどから付近住民らで養鶏場建設対策委員会を組織するなどして、養鶏場建設に反対している。よって、被申請人らは、申請人らが養鶏場施設を建設することを認めること。	21. 9. 9	22. 2. 24	調停打ち切り	調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	静岡県 平成 22 年(調) 第 1 号事件	被申請人会社Aから発せられる古紙回収業に伴う騒音により、申請人は安心した生活ができない状態にあるため、被申請人会社Aに適切な措置を求める。また、被申請人会社Aの建物を所有する被申請人会社B及び被申請人Cは、当該建物を貸借する場合、周辺の住環境を侵害しないよう十分に注意し、また、それを防止する義務がある。よって、被申請人らは、被申請人会社Aの建物及び建物内に設置されている圧縮梱包機に、騒音を防止する適切な設備を設置すること。	22. 3. 2			
46	愛知県 平成 20 年(調) 第 3 号事件	被申請人のアルミリサイクル工場から出る悪臭、ばい煙等が申請人らの自宅や洗濯物等に付着する。また、同工場から排出される油が周辺に降り、自宅外壁、窓、車等を汚している。現状を確認した被申請人会社社長と専務はきれいにすると約束したにもかかわらず、高額な費用が掛かるという理由で放置している。よって、被申請人は、当該工場について、①悪臭、ばい煙、油煙、振動の公害が出ないように設備を整えること、②工場からのばい煙、油煙等で汚れた家屋等をきれいにすること、③夜間早朝の溶解炉の操業は行わないこと、④夜間溶解炉の警備を行うこと。	20. 5. 22	21. 10. 20	調停成立	調停委員会は、現地調査、8 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人は、①申請人に対し、本件の解決金として金員を支払う、②申請人に対し、①の解決金を平成 21 年 11 月 30 日までに申請人が指定する口座に振り込んで支払う、③本件工場を平成 24 年 3 月末までに移転するよう努めるものとする、④別紙(略)記載のとおり、公害の発生防止及び工場の安全対策に努めるものとする、⑤工場を移転するまでの間、A市が必要であると認めるときに、本件工場について、臭気指数による悪臭測定を行うことを認め、その測定に必要な状況の設定に協力するものとする。被申請人はA市が必要に応じて当該悪臭測定の結果を記録した書面を申請人に閲覧させることを認めるものとする、⑥⑤の悪臭測定の結果が悪臭防止法第 4 条の規定に基づき愛知県知事が定める第 1 種地域の臭気指数に係る規制基準値を超えるときは、速やかに必要な改善

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						措置を講ずるものとする、 ⑦申請人からばい煙、悪臭等の苦情があったときは、発生原因を申請人に説明するなど情報開示に努め、誠実に対処するものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
47	愛知県 平成 20 年(調) 第 4 号事件	被申請人工場のプレス操業による振動及び騒音がひどく、申請人は永年にわたり建物の傷み、土間のひび割れ等の被害を受け、日中作業時間帯は耐えられない健康被害及び精神的被害に悩まされ続けている。よって、被申請人は、当該工場について、①振動及び騒音の防止措置を講じてこれを低減すること、②作業時間を午前 9 時から午後 5 時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	20. 11. 4	21. 8. 20	調停成立	調停委員会は、現地調査、4 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、被申請人工場（以下「本件工場」という。）において既に実施した公害防止措置について、その適切な維持管理に努めるものとする。(2)被申請人は、工場操業に伴う騒音及び振動による近隣への影響を低減するため、次の事項を遵守するものとする。①プレス加工時の騒音及び振動について、「騒音規制法」及び「振動規制法」並びに「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に定める規制基準値（以下「規制基準値」という。）を遵守し、大きな騒音又は振動の発生を伴う部品の加工は、できる限り外部の業者に発注するなどして、近隣に迷惑をかけないように努めること、②本件工場内での大きな騒音又は振動の発生を伴う作業は、午前 8 時から午後 4 時 45 分までの間に行うこと、③土曜日、日曜日及び祝日は、原則として工場の操業を行わないものとし、やむを得ない事情により操業する場合は、あらかじめ申請人にその日時を連絡すること。(3)被申請人が、本件工場において新たに騒音・振動の発生を伴う機械を導入しようとする場合は、申請人にその旨連絡するものとする。(4)被申請人は、A 市が必要と認めるときに、本件工場の敷地境界における騒音及び振動の測定を行うことを認め、その測定に必要な状況の設定に協力する。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						また、当該騒音及び振動の測定結果を記録した書面を申請人に閲覧させることを認めるものとする。(5)被申請人は、(4)の騒音又は振動の測定結果が規制基準値を超えるときは、速やかに必要な改善措置を講ずるものとする。(6)被申請人は、申請人から、被申請人が(1)～(5)に違反する旨の申出があったときは、誠実に対応するものとする。(7)申請人と被申請人は、互いに良好な相隣関係の形成に努めるものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
48	愛知県 平成 20 年(調) 第 5 号事件	申請人の関連会社による給油所の運営により、隣地である被申請人住所地に土壌汚染が拡散したと考えられる。よって、被申請人と申請人は、当該土地上の給油所の運営に起因して発生した被申請人の住所地の土壌汚染につき、合理的な改良方法の決定を求める。	20. 12. 8	21. 5. 21	調停申請 取下げ	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
49	愛知県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	被申請人が経営するドラッグストア店に非常に多くの車両が9時 30 分から 21 時まで年中無休で出入りしており、それらの騒音により、申請人住所地では読書すらままならず、休日でも営業時間中は休息をとることが困難である。さらに当該車両からの排気ガスによる健康被害が懸念される。よって、被申請人は、経営する店舗について、①十分な防音措置を講じて、近隣住民の平穏な生活を保障すること、②店への搬入車両、一般車両を原因とする排気ガスの近隣環境への影響に責任を持ち、近隣環境の安全と近隣住民の健康を保障すること。	21. 3. 30	21. 7. 7	調停打ち 切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
50	愛知県 平成 21 年(調) 第 2 号事件	被申請人が経営する重機レンタル営業所から防音及び防振の措置の無い状態で重機の移動作業がなされており、5年間辛抱したものの精神的に限界を感じ、また、申請人ら家屋のきしみもでている。よって、被申請人は、生活環境における損害賠償として金員を支払うこと、生活環境改善のため、防音及び防振の措置を講ずること。	21. 4. 27	21. 8. 18	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対して、本件の解決金として金員を支払う、②被申請人は、申請人に対し、前項の解決金を平成 21 年 8 月 31 日までに、申請人が指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被申請人の負担とする、③以上により、申請人と被申請人との間の本件紛争は円満に解決したものとし、申請人と被申請人は、本調停条項に記載したもののほか、申請人と被申請人との間に何ら債権債務がないこ

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						と、並びにその理由の如何を問わず、今後相手方に対し何らの請求もしないことを相互に確認する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
51	愛知県 平成 21 年(調) 第 3 号事件	申請人らは、被申請人が経営するアスファルト合材製造工場から発生する悪臭による不快感、粉じんによる洗濯物や家屋等の汚れ、アスファルト合材製造機の改造による騒音拡大などから被害を受けている。被申請人は申請人らとの間で公害防止協定協議を行うことに同意したものの、その延期を求めている。よって、被申請人は、①公害防止協定の締結に向けた早期協議会の開催及び締結を行うこと、②被申請人が示した破碎設備及び防護柵第 2 期工事の履行及び防じん壁を超える廃材を置かないこと、③悪臭対策としてアスファルト合材製造機を屋内に収納し、煙突を 50m 以上の高さにすること、④粉じん対策としてストックヤードとの空間部に屋根を付け、建物内作業とすること、⑤騒音対策としてアスファルト合材製造機を屋内に収納し、破碎設備を改善すること。	21. 9. 7			
52	愛知県 平成 21 年(調) 第 4 号事件	被申請人が経営する鋳物製造工場から発生する騒音、振動、粉じん、悪臭により、申請人らは健康被害、精神的被害、財産的被害等を受けている。申請人らは、平成 19 年度に市役所において被申請人との会合を開き、改善を要望した結果、多少の改善が見られたが、機械から発生する騒音や悪臭は改善されず、また、機械からの低周波音で、たまに家がビリ、ビリと音を立てることもあるほか、工場から鉄粉や油混じりの砂ぼこりが家に入り込む等の被害も受けている。よって、被申請人は、即刻工場を全面移転すること。	21. 10. 22			
53	愛知県 平成 22 年(調) 第 1 号事件	被申請人の産業廃棄物処理施設のうち、第 1 期処分場に埋め立てられた産業廃棄物から腐敗臭が発生し、申請人らの家の中まで侵入する。また、被申請人第 2 期処分場では数台の重機で産業廃棄物に強力な転圧をかけており、一日中地響きとともに発生する騒音により、申請人らは仕事等に支障を来している。さらに、第 2 期処分場では産業廃棄物搬入時及び廃棄物転圧作業時に発生する粉じんにより、人体への健康被害が生じていることや、処分場の汚染物質の地下浸透により地下水の水質汚濁が認められるほか、観測井戸から重金属類鉛等が検出されており、井戸水を風呂水、洗濯用の水にすら使用できなくなるなどの被害を受けている。また、第 2 期処分場堰堤には廃棄物が混入されており、底部に遮水シートも敷かれていないため、重金属その他有害物質の地下浸透が起り、重大な環境汚染を引き起こすことは明らかである。よって、被申請人は、産業廃棄物処理施設について、①悪臭発生防止手段を講じて、悪臭を発	22. 1. 14			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		生させないこと、②騒音防止装置を講じて、騒音を低減させること、③粉じん防止手段を講じて、粉じんの発生をさせないこと、④水質汚染が認められるため水質の改善手段を講じること。⑤また、同施設場外に違法な堰堤工事が行われていることが判明しているため、堰堤の綿密なボーリング調査を実施し、違法行為を確認の上、堰堤工事を全面的にやり直し、周辺住民に対して環境汚染を起こさないようにすること。				
54	愛知県 平成 22 年(調) 第 2 号事件	被申請人Aが所有し、被申請人Bが経営するダンススタジオから発生する騒音・振動により、上階に居住する申請人らは不眠症になるなど正常な生活が乱されている。よって、被申請人らは、①ダンススタジオから発生する騒音・振動について、防音・防振工事、音量の低減等の措置を至急講じ、騒音・振動の低減を図ること、②防音・防振措置をした後も営業時間は原則午後9時までとし、9時以降の営業については防音・防振の効果を確認後に両者で話し合うこととする。	22. 3. 15			
55	愛知県 平成 22 年(調) 第 3 号事件	被申請人は、平成 15 年頃約 1 年間にわたりほぼ毎日、申請人会社の店舗隣地等にてユンボを使用した産業廃棄物粉砕作業を行い、受忍限度をはるかに超える振動、騒音を起こした結果、申請人会社店舗、倉庫、敷地、壁、スレートにひび割れや雨漏り、地盤沈下が発生した。よって、被申請人は、①被申請人の操業に伴う振動や騒音により生じた申請人店舗、倉庫、敷地、壁、スレートのひび割れや、雨漏り、地盤沈下等の申請人らが被った損害を賠償すること、②申請人に与えた精神的苦痛に対する相当額の慰謝料を支払うこと、③今後、受忍限度を超える振動や騒音等が生じる作業を行わないこと。	22. 3. 24			
56	三重県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人は、重量車両 (2 t 車以上) が県道を通行することにより生じる著しい振動のため、家が響き、地震が発生したような恐怖を感じている。また、開いていたドアが風圧により閉まる、夜間の車両通行時には眠れない時が多々有る、ヘッドライトが家の中に入り不快である等の被害を受けている。よって、被申請人は、県道の車の通行による申請人宅への騒音、振動、地響き、風圧及び光害の軽減措置を採ること。	21. 11. 9	22. 2. 4	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
57	三重県 平成 21 年(調) 第 2 号事件	一般国道の改築に伴い、大気汚染及び騒音が申請人の受忍限度を超えることが予想される。また、道路供用区間には存在する 2 つの活断層があり、直下型地震が起これば道路は破壊され、大災害となり得る。よって、被申請人は、①一般国道の改築に伴う大気汚染及び騒音対策を行うこと、②活断層がある場所での国道の付け替えをやめること。	21. 11. 18	22. 2. 4	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
58	三重県 平成 22 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人のコンクリートプラントから発生する作業騒音等により、ラジオ、テレビ、電話の音が聞き取れず、不快感を覚え、頭痛や胃痛、不眠症を引き起こしている。また、被申請人コンクリートプラントから発生する砂ぼこりのため、家電製品等の故障も目立つようになり、このままでは通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①コンクリートプラントから出る騒音を規制基準以下にすること、②工場の周りに防音壁を設置すること、③サイロ等の粉じん飛散防止装置を設置すること、④残コンクリート等産業廃棄物の適正な処理施設を設置すること、⑤生活道路にタイヤショベル等を走行させないこと、⑥生活道路に工場敷地内の土砂等を引きずらないこと、⑦コンクリートミキサー等による警笛音の使用頻度を減少させること、⑧骨材搬入ダンプトラックのあおりなど無駄な騒音を禁止させること。	22. 2. 9			
59	京都府 平成 20 年(調) 第 1 号事件	被申請人A市は、A市立B幼稚園が敷地内に園庭を設置しているにもかかわらず、行事に際して頻繁に申請人ら住所地直近に位置する本件公園を利用させており、申請人らは本件公園から発生する騒音や舞い上がる砂ぼこりなどに悩まされ続けている。よって、被申請人A市は、騒音の発生を防止するため、B幼稚園が本件公園を利用するに当たっては、その頻度を減少させること。	20. 5. 28	21. 4. 1	調停申請 取下げ	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人らは、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
60	京都府 平成 20 年(調) 第 2 号事件	申請人らは、申請人らが居住するマンション（以下「本件マンション」という。）南側建物屋上にある被申請人所有のコンプレッサーから放出される騒音により、日常生活において、窓を開けられない、眠れない、騒音で子供が起きてしまう、昼でも会話の声を大きくしないと聞こえない等の被害を被っている。また、申請人らはこのような騒音に常時さらされており、そのために被る精神的苦痛は著しい。よって、被申請人は、本件マンションの南側建物屋上に設置したコンプレッサーから放出される騒音を、本件マンションの敷地内において 50dB を超えない音量とするための対策をとること。	20.10. 6	21. 6. 9	調停成立	調停委員会は、現地調査、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人らに対し、本調停成立後速やかに、別紙（略）物件目録記載の建物の屋上に設置された圧縮機等の騒音対策として、同建物の屋上に別紙（略）図面記載の位置及び寸法の塩ビ製防音シートを設置する、②申請人らは、当分の間、被申請人のなす前項の対策の効果を見守るものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
61	京都府 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人は、平成 20 年 6 月にA市立小学校及び中学校に近接するマンションに転居してきたが、被申請人A市が設置する学校のスピーカーから流れる放送音、学校のクラブ活動等の騒音により、申請人は睡眠障害等の被害を受けている。申請人は夜間労働者であることから、特に土日祝日の早朝からの騒音により被害を受けている。よって、被申請人A市は、①騒音を学校敷地境界で6時から 22 時までは 50dB、22 時から翌日の 6 時までは 40dB を超えない事業運営を行うこと、②生徒及び施設使用者等への騒音防止教育を行うこと、③土日祝日の管理者等への連絡先を書面で交付する	21. 6. 8	21.12. 9	調停申請 取下げ	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 区 分	終 結 の 概 要
		こと。				
62	京都府 平成 21 年(調) 第 2 号事件	被申請人らが建設を予定している高速道路は、申請人宅のベランダから数メートルのところに建設されることになっており、建設工事中はもとより、工事完成後においても、騒音、振動、大気汚染及び地盤沈下により、申請人は健康、生活環境の悪化（眺望景観を含む）等の公害被害を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①高速道路の建設に当たり、申請人の健康、生活環境を悪化させるなどの被害を生ずることの無いよう、ルートや建設位置の変更等を含む完全な被害防止措置を講ずること、②①の被害防止措置について申請人に十分説明し、その了解を得るとともに、申請人の了解を得るまでは、①の建設工事に着手してはならない。	21. 8. 28			
63	京都府 平成 21 年(調) 第 3 号事件	申請人ら宅前に、本件府道（平成 22 年着工）の建設後、発生するおそれのある騒音、振動、大気汚染等の公害が、申請人らの静穏な生活を妨害し、健康被害や財産被害を与える。よって、被申請人は、本件府道の建設後、申請人らが現状の環境を維持するための公害被害防止対策を行うこと。	21. 9. 8			
64	京都府 平成 22 年(調) 第 1 号事件 （平成 21 年 (調)第 2 号事 件への参加申 立て)	京都府平成 21 年(調)第 2 号事件と同じ。	21. 11. 26			
65	大阪府 平成 6 年(調) 第 5 号事件	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。	6. 12. 22			
66	大阪府 平成 15 年(調) 第 3 号事件	被申請人らは、実施から長期間経過し、かつその対象年度も経過していたり、予測環境要素の中に浮遊粒子状物質（SPM）が含まれていない等の不十分な環境影響評価に基づき、高速道路等の建設を計画し、近々詳細設計の段階に入ろうとしている。申請人らは、隣接する幹線道路から大気汚染や騒音の被害を現在でも受けており、本件道路が建設されると、被害が悪化するおそれがある。よって、被申請人らは、①本件道路の環境影響評価手続をやり直し、その際に、申請人らの住所地域を調査地点に追加すること、②①の環境影響評価の結果に基づき、大気汚染、騒音、振動、低周波音などに関する十分な公害防止対策を行うこと、③本件道路が建設されることにより、地域分断及び住民の公共施設等への交通の障害が生じないように十分な対策を行うこと、④本調停中は、本件道路の建設工事を強行しないこと。	15. 5. 22			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
67	大阪府 平成15年(調) 第6号事件 (平成15年 (調)第3号事 件への参加申 立て)	大阪府平成15年(調)第3号事件と同じ。	15. 10. 30			
68	大阪府 平成16年(調) 第3号事件	本件事業に係る環境影響評価は、実施から既に長期間経過し、かつその対象年度も経過していたり、予測環境要素の中に微細粒子状物質(PM2.5)が含まれていない等の不十分なものであるが、被申請人らは、このような予測評価を前提として、高速道路及びそれに併設する一般道路の建設を進めようとしている。そこで申請人らは、十分な公害防止対策が行われないまま工事が強行され、環境が悪化することを懸念している。また、本件道路建設予定地域には歴史的価値の高い遺跡等が存在しており、工事によってこれらの史跡が破壊されるおそれがある。よって、被申請人らは、①高速道路の環境影響評価手続をやり直し、その際に、申請人らの住所地域を調査地点に追加すること、②①の環境影響評価の結果に基づき、大気汚染、騒音、振動、低周波音などに関する十分な公害防止対策を行うこと、③本件道路建設に当たって、埋蔵文化財の保存に努めるとともに、地域分断及び住民の公共施設等へのアクセス障害が生じないように十分な対策を行うこと、④本調停中は、本件道路の建設工事を強行しないこと。	16. 8. 27			
69	大阪府 平成19年(リ) 第1号事件	大阪府平成10年(調)第2号、第3号及び平成11年第3号事件の義務履行勧告申出	19. 2. 13	21. 7. 15	勧告申出 取下げ	大阪府公害審査会が事実関係の調査を行ったが、申出人は、都合により、義務履行勧告の申出を取り下げたため、本件は終結した。
70	大阪府 平成19年(調) 第2号事件	申請人は、道路建設計画のある周辺住民である。被申請人らは、道路建設計画を進める者である。被申請人らの当該道路建設により、申請人らに大気汚染による喘息等の健康被害が生じるおそれがある。よって、被申請人らは、道路建設計画について、①トンネル化、②山を切り開き無風状態の解消、③建設道路分離帯の50m間隔に100mの煙突を設置し、排気ガスを上空に拡散、④道路のチューブ化、いずれかの措置を講ずること。	19. 10. 2	21. 12. 25	調停打ち 切り	調停委員会は、現地調査、14回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
71	大阪府 平成19年(調) 第7号事件	申請人らは、被申請人が管理する駐車場における夜間の車両出入りによる騒音等による安眠妨害、昼間の駐車に伴う日照障害による被害を受けている。よって、被申請人は、①午後10時から午前8時までの間、駐車車両の移動を禁止すること、②日中の駐車車両の駐車場所を変更すること。	19. 11. 21	22. 1. 20	調停打ち 切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
72	大阪府 平成 20 年(調) 第 3 号事件	被申請人は、住宅地域内の本件調整池の埋立てと、それによる青空駐車場及び建築資材置場の造成工事を計画し、作業に着手しており、これによる住民らの生活への支障、迷惑が既に発生している。よって、被申請人は、①事業により、騒音、振動、大気汚染、地盤沈下等の公害を発生させず、住民への迷惑を最小限にするよう計画し、事前に住民らと公害防止協定を結んだ上で工事を行うこと、②工事における事業時間を平日午前 9 時より午後 5 時までとし、工事現場に出入りする車の安全を確保し、これによる住民の被害防止に万全を期すこと、③完成後の青空駐車場及び建築資材置場への供用は、住宅専用用地内にかんがみ、最小限にすること。	20. 9. 25			
73	大阪府 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人らは精密部品の生産業務を営んでいるが、平成 14 年 4 月頃プレス加工を主要業務とする被申請人らが申請人ら隣地に入居してからは、昼夜を問わずプレス機械等の騒音及び振動が激しく、申請人らの生産操業や事務処理に支障を来すとともに、社員の休息ができないなど日常生活を損なう侵害も受けている。よって、被申請人らは、①被申請人ら工場の騒音に対し、昼夜を問わず、いかなる状態においても、騒音規制法第 4 条及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 54 条に基づき、防音壁を設置するなどの対策をとること、②被申請人ら工場の振動に対し、昼夜を問わず、いかなる状態においても、振動規制法第 4 条及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 54 条に基づき、振動を止めるためのものを設置するなどの対策をとること、③現在使用中のガソリンエンジンを動力とするフォークリフトを使用せず、電動フォークリフト又はバッテリーフォークリフトにより静かに安全走行しなければならない、④上記の措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。	21. 5. 29			
74	兵庫県 平成 9 年(調) 第 1 号事件	被申請人が計画している都市計画道路が建設されると、申請人らが現在居住地内で受けている自動車通行による健康被害、騒音による生活被害が倍加するおそれがあり、また、景観が破壊されるとともに、地域が分断され、地域住民の連帯や地域社会が崩壊する。よって、(1)申請人ら居住地内等において、大気汚染、騒音、振動等に関する現状調査を行い、その結果を申請人らに公表し、環境基準値を超えている場合は必要な公害対策を行うこと、(2)本件道路に関して、①建設計画の全容を明らかにすること、②市環境影響評価条例に準ずる環境影響評価手続を行うこと、③②の環境影響評価手続において、申請人らの居住地内に対する影響を最小限にするため、中止を含めた複数の代替案の検討を行うこと、とりわけ A 道周辺における景観保全のために必要な対策の検討を行うこと、④申請人らとの本件協議が整うまで、本件道路建設工事を行わないこと。	9. 12. 19			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
75	兵庫県 平成11年(調) 第1号事件 (平成9年 (調)第1号事 件への参加申 立て)	兵庫県平成9年(調)第1号事件と同じ。	11. 7. 28			
76	兵庫県 平成20年(調) 第1号事件	調停外A社が操業していた化学工場が平成17年9月に閉鎖され、その後、被申請人が、マンションを建設・分譲する目的で跡地を購入した。工場解体工事等の説明が地域住民になされないまま、平成18年3月以降解体工事が行われ、呼吸器系障害や目の健康悪化を訴える住民が続出し、土壌改良工事が本格化した8月、9月には窓ガラスを開けられない等の生活被害とともに体調の悪化を訴える住民がピークに達している。申請人の多くは、15か月の工事期間だけで何万円もの医療費を出費しており、正当な補償が必要である。よって、被申請人は、各申請人に損害賠償金を支払うこと。	20. 8. 25	21. 5. 25	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
77	兵庫県 平成22年(調) 第1号事件	被申請人が実施を計画している風力発電事業について、騒音に係る影響の予測評価には多くの問題点が存在し、適正な予測評価をすれば騒音に係る環境基準に違反する結果になるものであるから、被申請人は、本件事業を実施すべきではない。また、住民に対する十分な説明を尽くさないまま、本件事業を実施すべきではない。よって、被申請人は、風力発電事業に係る風力発電設備の建設をしてはならない。	22. 1. 22			
78	奈良県 平成20年(リ) 第1号事件	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行催告申出	20. 9. 3			
79	和歌山県 平成16年(調) 第1号事件	申請人らは、ワカメ等の海藻類、アワビ等の貝類、イセエビ等の定着性水産物の漁業を行っているが、被申請人が管理するダムからの濁水放流による漁場への濁水流入及び堆積により、アワビ等の貝類のえさとなる海藻が枯死(磯焼け)し、申請人らの水揚額が激減した。また、被申請人と申請人組合は、平成9年3月14日、「港湾整備事業に関する覚書」を取り交わし、濁水対策について具体策を講ずる等の内容の合意をしたにもかかわらず、被申請人は現在まで濁水を軽減するのに有効な対策をとってこなかっただけでなく、今後の方策も示さないまま先送りを行っている。よって、被申請人は、(1)本件ダムからの放流に伴い大量流入する濁水について、周辺海域の磯に藻場が回復する水準まで流入量を軽減する対策を速やかに講ずること、(2)申請人らの共同漁業権漁場区域内の磯に堆積している泥を漁業に影響を与えない方法で除去すること、(3)(1)及び(2)の実施に当たり、申請人らに事前に十分説明して了解を得るとともに、実施結果及びその効果の詳細な情報を提供すること、(4)平成9年度から15年度の間を生じた採貝水揚額等の損害金を支払うこと、(5)平成16年度以降、採貝水揚額が8年度の額に	16. 6. 30			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		回復するまでの間、①申請人 88 人の当年度と 8 年度水揚額の差額相当額の損害金、②当年度と 8 年度漁協取扱総水揚額の差額の 6 % (漁協の手数料収入相当額) の損害金、③当年度のサザエ放流額を、毎年度支払うこと。なお、本件については、平成 18 年 9 月 22 日に、公害等調整委員会に原因裁定を求める申請を行っている。				
80	島根県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	被申請人県は、被申請人が施工したトンネル工事について、環境基準を大幅に超過したヒ素溶出値が検出されていたにもかかわらず、ヒ素汚染防止対策を行わずに工事を実施し、残土を隣接の A 川護岸盛土に利用し、汚染拡大の防止対策を講じていない。申請人は、護岸より流出したヒ素成分によるヤマメ等の奇形発生と風評被害防止、地域住民等の健康被害の防止・警告のため、調停を申請する。よって、被申請人は、①土壌、水質に関するヒ素汚染の実態調査を行うこと、②ヒ素汚染土壌の全量搬出及びヒ素汚染防止の恒久対策を行うこと、③ヤマメ等出荷魚種に対する損害賠償を行うこと、④本件調査に係る調査・分析等の費用負担を行うこと、⑤本件による風評被害及び風評被害回復に係る対策費用を支払うこと。	21. 5. 22	22. 3. 31	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、5 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
81	岡山県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人らは住居に隣接する被申請人らが所有、管理する貸事務所からの悪臭により、平成 3 年頃から継続して慢性的ななどの痛み、咳、頭痛等の健康被害を受けているほか、窓を一日中開けられないことによる精神的苦痛を受けている。よって、被申請人らは、①申請人らに対し、連帯して、損害賠償金を支払うこと、②被申請人ら貸事務所西面に設置した換気口及び排気口を移転すること、③本件調停にかかる費用を負担すること。	21. 1. 7	21. 12. 21	調停成立	調停委員会は、現地調査、5 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、平成 22 年 1 月 31 日限り、被申請人所有・管理の別紙物件目録(略)記載の建物について別紙見積書(略)及び別紙図面(略)記載のとおりダクト配管工事を完成する、②本件が誠意をもって円満に解決したことにかんがみ、今後相互に相手方の名誉信用を毀損する行為を行わないことを確約する、③将来起こりうる問題については、信義誠実を旨として、相互の協力により解決するものとする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終了した。
82	広島県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	被申請人らが経営又は所有する介護施設から発生する低周波音により、申請人は、身体的苦痛・睡眠妨害等生活に著しい被害を受けている。よって、被申請人らは、介護施設から発生する低周波音を低減すること、また、稼働時間を制限すること。	21. 2. 25	21. 5. 19	調停打ち切り	調停委員会は、1 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
83	徳島県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	被申請人(土地所有者)は、有機肥料の製造、販売等を目的とする当事者外の会社から汚泥等の提供を受け、自らが所有している土地にそれを埋め込んだ。当該土地からの浸出水等が原因で町を流れる川が汚染され、飲料	20. 10. 9	21. 3. 31 21. 5. 14	一部調停申請取下げ 調停打ち切り	調停委員会は、3 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		水として使用する周辺住民の生活環境に支障が生じるおそれがある。よって、①被申請人のうち、土地所有者は、当該土地からの浸出水、汚泥及び懸濁物質を周辺に流出させてはならない、また、埋め込んでいる汚泥等を除去すること、②被申請人のうち、土地所有者と県は、ボーリング調査等により当該土地の土壤汚染状況を調査すること、③被申請人のうち汚泥等の排出事業者は、排出量に応じて、土壤調査及び除去に係る費用を負担すること。				なお、申請人らは、被申請人総数 19 名のうち 1 名については、都合により調停申請を取り下げた。
84	徳島県 平成 21 年(調) 第 1 号事件 (平成 20 年 (調)第 1 号事 件への併合事 件)	徳島県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。	21. 1. 28	21. 3. 31 21. 5. 14	一部調停 申請取下 げ 調停打切 り	徳島県平成 20 年(調)第 1 号事件と同じ。
85	福岡県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人の工場で使用する木材加工のための機械(粉碎機、裁断機、サイクロン等)から発生する稼働音が気になり、新聞が読めない等日常生活に支障を来している。よって、被申請人は、①工場の機械の作業音について防音措置を講ずるなどして、騒音を低減すること、②①の措置ができない場合、工場の機械の稼働時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとすること、③過去 7 年以上の損害賠償慰謝料として、500 万円を支払うこと。	21. 12. 9			
86	沖縄県 平成 21 年(調) 第 1 号事件	被申請人施設でペットを火葬する際の焼却炉の騒音と線香の悪臭のため、申請人らは異様な生活状態におかれている。よって、被申請人は、被申請人が営むペットの火葬、供養、納骨等をやめること。	21. 2. 9	21. 9. 15	調停打切り	調停委員会は、現地調査、3 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。